

<研究ノート>

松方デフレ期東京の中小両替商

—中村両替店の資料分析—

松 村 敏

目 次

はじめに—課題と資料—

1. 中村両替店の営業内容と資料分析

- (1) 東京の両替商と中村両替店
- (2) 『印鑑簿』
- (3) 『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』, 『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』
- (4) 『貸金改正表』, 「抵当品預り証」綴, 「預り証」綴

2. 顧客層

- (1) 士族・華族
- (2) 官吏
- (3) 商工業者
- (4) 学生

おわりに

はじめに—課題と資料—

明治期の両替商についての立ち入った研究は多くないが、近年の石井寛治氏の研究によれば、明治ひとけた代（1868～76年）の両替商は従来の理解と異なって、日本経済において重要な役割を果たしており、その中から銀行に転化した例も多いとされる¹。ただし両替商という業態はその後の明治10年代以降（1877年～）も存続しており、そうした両替商はその後の証券会社を生み出す母体となったという評価がなされている²。系譜的にはそうだととしても、明治10年代以降の両替商取引の実態と役割についてはまだほとんど研究の手がつけられていない。本稿は明治10年代後半の松方デフレ期における東京の、銭両替系譜の両替商ともいべき一中小両替商の資料を分析し、国立銀行が多数設立され、また私立銀行を含めた銀行網が整備されて、それまで有力両替商が担ってきた金融システム上の役割が銀行にとって代わられたこの時期の中小両替商の営業形態と顧客層、あるいは商取引の一端を明らかにすることを課題とする。取引主体などに注目しつつ両替商の帳簿や残された証書類を分析することによって何が見えてくるか、それを明らかにすることが本稿の課題である。

本稿で分析するのは、東京府芝区烏森町一番地に所在していた中村両替店である³。烏森町は

現在のJR新橋駅の西側に位置し、藩政期には武家地であった。中村両替店の経営者中村武三について詳しいことは不明であるが、一群の関連資料の中に滋賀県彦根附近のものが多く含まれている。すなわち、滋賀県愛知郡稲枝村大字薩摩（現彦根市、琵琶湖畔付近の農村）で、「中村甚四郎」が明治前期頃、桑問屋を経営していた関係資料があり、その他家族の彦根関係資料もある。中村武三はこの稲枝村の出身の可能性が高い。そうだとすれば、彼も近江商人の一人といえる。

以下、現存する中村両替店の経営資料を列挙する。

- (1) 『印鑑簿』（1882年、84年）2冊
- (2) 『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』（1880年8月～83年12月）1冊
- (3) 『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』（1885年1月～12月）1冊
- (4) 『貸金改正表』（1884年1月～12月）1冊
- (5) 「抵当品預り証」綴（1883年10月～85年12月）1冊
- (6) 「預り証」綴（1883年9月～84年9月、1885年3月～86年1月）2冊

これらを見ると、時期としては1880年からの資料もごく一部あるものの、主に1882～85年の資料であり、ほぼ松方デフレ期の資料とあってよく、内容は金禄公債をはじめとする公債売買の記録・証書等が中心である。近代日本の公債売買は1876年の国立銀行条例改正を契機に活発化し、それによって両替商を営む者が急増し、東京では西南戦争後に約100名に上ったという⁴。中村両替店は上記資料のように1880年には営業を開始しており、この頃、滋賀県の居村から上京して開業したか、上京後東京の別の店で一旦丁稚等として修業したのちに開業したと思われるが、そのあたりについても今のところ手掛りはない。いずれにせよ、1880年前後の公債取引の活況のなかで、中村も営業を開始した。ただし取扱有価証券の中心だった金禄公債の売買は、1881年までのインフレ期が最盛期であり、両替商の旨みが大きかったのもその頃とされ⁵、その後の松方デフレ期は公債売買も沈静化していくから、中村両替店はやや出遅れた感もある。そして、1886年以降の中村家の関係資料は断片的ながら存在するものの、両替商関連の資料はなくなっているから、この後同店はまもなく閉店・廃業したと思われる⁶。

これらの資料によっては、松方デフレ期に同店がどのような原資によって営業し、どの程度の損益を示したかなどは、残念ながら明らかにならない。判明するのは、顧客とどのような取引を行ったかであり、また顧客名からそれがどのような顧客だったかが一部の者についてわかるのみである。以下、そうした限られた視点から分析を進めたい。

1. 中村両替店の営業内容と資料分析

(1) 東京の両替商と中村両替店

まず松方デフレ期東京の両替商を一瞥する。『大日本商人録』（1880年刊）の「両換商之部」によると⁷、東京に35名の両替商があげられ、区別には、日本橋区15名、本郷区7名、京橋区5名などとなっている。前記のようにこの頃東京の両替商は100名に及んだとされているから、この名簿はすべての両替商を網羅していないが、やはり金融の中心たる日本橋区に集中していることが窺える一方、中村両替店の所在する芝区には（中村武三は1880年にすでに営業開始しているものの）両替商名はあげられておらず、同店の顧客が多く居住した芝区・赤坂区・麻布区（表1）などには両替商等金融業者はあまり多くないようである。

また近世期・幕末維新期の著名な両替商はすでにこの名簿になく、国立銀行など多くの銀行が設立され、有力両替商も銀行に転換するなどして姿を消している。これはもちろん為替取引など、従来の有力両替商の主たる業務は銀行が担当するようになっていたからであろう。

したがって松方デフレ期頃の両替商の主要業務は有価証券取引、とくに金禄公債など国債の取引だったとみられる。株の売買も行われているが、この頃はまだ発行数・種類ともに少なく、松方デフレが終わり、明治20年代になると株式発行と株取引が活発になる。

こうして中村両替店の顧客の多くは、後述のように、周辺に他の両替店等があまりない同店の比較的近くに居住していた士族などが生活のためなどに換金目的で公債を持ち込んだ場合が多かったのではないかと推測される。

なお白崎五郎七編『日本全国商工人名録』（1892年刊）にも「両換株式商」「株式取引所仲買」等の名簿があり、個別には「諸公債株式売買商」などとある。このように明治20年代以降も公債売買の「両替商」は存続する。1880年名簿と一致する者は、稲垣喜右衛門のみであり、伊勢屋田中武兵衛のように「両換株式商」とともに製茶業を兼業しかつ麹町銀行頭取というように手広

表1 中村両替店の顧客の住所

住 所	1882年	1884年
芝 区	119	84
赤坂区	41	32
麻布区	34	41
麹町区	33	21
京橋区	32	24
神田区	15	10
浅草区	15	5
下谷区	11	16
本所区	11	11
小石川区	11	9
牛込区	10	13
本郷区	7	14
日本橋区	6	8
四谷区	5	4
深川区	4	4
小 計	354	296
東京府南豊島郡	9	2
荏原郡	5	8
北豊島郡	1	4
東多摩郡	1	2
南葛飾郡	1	1
南足立郡		1
埼玉県北葛飾郡	3	1
川越町	1	
大里郡		1
北足立郡		1
神奈川県横浜区		1
横須賀町		1
西多摩郡		1
都筑郡		1
北多摩郡		1
茨城県西葛飾郡		1
群馬県前橋町		1
不 明	7	4
総 計	382	328

(出所)『印鑑簿』各年。

注：住所の一部は他の資料で補足した。

く事業を行った者もいたが、この時期の両替商の浮沈は激しかったものとみられる。

さて中村両替店の上記資料の表題からも判明するように、同店の営業内容は、(1) 預金受入、(2) 貸金、(3) 公債等有価証券の買取があり、当然その他に、(4) 公債等有価証券の売却があったはずであるが、(4)については資料を欠いており、その詳細は不明である。ただし公債買取関

表2 中村両替店顧客の族籍

族籍等	1882年	1884年
華族(子爵)		(1)
東京府士族	17(3)	6(6)
静岡県士族	8(1)	6(1)
鹿児島県士族	4(3)	2
福井県士族	2(1)	(1)
長野県士族	2	
山口県士族	1(2)	1(1)
三重県士族	1(1)	(1)
長崎県士族	1(1)	(1)
愛知県士族	1	1
鳥取県士族	1	1
宮崎県士族	1	1
千葉県士族	1	(1)
京都府士族	1	
岐阜県士族	1	
神奈川県士族	1	
栃木県士族	1	
佐賀県士族	(2)	
岩手県士族	(2)	
新潟県士族	(1)	1
広島県士族	(1)	(3)
山形県士族	(1)	(1)
高知県士族	(1)	
岡山県士族	(1)	
石川県士族		2(1)
熊本県士族		2
兵庫県士族		1(1)
和歌山県士族		1(1)
茨城県士族		1
富山県士族		(1)
埼玉県士族		(1)
京都府士族		(1)
士族	8	16(1)
士族計	52(21)	42(23)
東京府平民	2(1)	1(1)
千葉県平民	(1)	
平民	1	5
無記入	327	280
総計	382(23)	328(25)

(出所)『印鑑簿』各年。

注：()内は他の資料から判明したもので外数。

係の簿冊(『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』)の中に、中村両替店および中村武三が金禄公債を売却した際の代金請取証が例外的に2枚紛れ込んでおり、それは近隣の有力菓子商(芝区の藤田武次郎、文政年間~明治20年代の老舗菓子商)に対してであり⁸、特定の有力金融業者に売却するのではなく、買取と同様、多様な有価証券需要に応じて多方面に売却した可能性がある。次に各簿冊類の分析を順に行う。

(2)『印鑑簿』

この簿冊(1882年、1884年の2冊)は、顧客自身が短冊状の紙片に住所氏名等を記したものを厚紙の上に挟み込んだものである。顧客の族籍は、表2のように大半は士族だったようにみえるが、これは自らの族籍をわざわざ記さなかった者が大半である中で、自ら士族と記した者の方が平民と記した者より圧倒的に多かったことを示しているにすぎない。それは、士族が平民に対してあるプライドを持っていたことを示すものという可能性もあり、顧客の族籍別割合については、大半が族籍不明者であるうえに、以上のように士族の方が平民より自らの族籍を明記する傾向が強いと考えると、判明する族籍の比重から安易に顧客のほとんどは士族であったとも断定できない。とはいえ、表示したように他の資料から士族であることが判明する場合も少なくないし、取引有価証券の大部分が金禄公債であったことから、やはり顧客の中の士族割合はかなり高かった可能性が高い。

1882年の簿冊に挟まれた短冊も、必ずしも同年に作成したものとは限らない。たとえば長沼守敬(住所麴町区、岩手県士族、彫刻家、のち東京美術学校教

授)の短冊もあるが、彼は1881~87年にイタリアへ留学している。おそらく留学前の1881年に作成したものであろう。ちなみに長沼の同店との取引は、他の簿冊には出てこないが、留学直前だから、おそらく留学資金捻出のために、所有していた金禄公債を売却したのではなかろうか。

この簿冊には、1882年382名分、1884年328名分の短冊があり、上記のように東京各区在住の士族などが同店の顧客であったことがわかる(表1,表2)。ただしこの2冊の『印鑑簿』にもあらわれる人名は4名のみであり、ほとんどの者は継続的に取引するわけではなかった。結局、この『印鑑簿』などから浮かび上がってくる同店の営業内容は、主として士族を顧客とした公債買取や庶民金融が中心だったようである。

とはいえ顧客の士族層は、松方デフレ期の「没落」士族たちとは簡単にはいえない。そもそも困窮した士族が金禄公債を手離したのは、前述のように1881年までのインフレ期がピークであったから、松方デフレ期に中村両替店に公債を売却した士族は、公債を所有したままインフレ期を乗り切った者たちであり、後述のように個別に判明する限りでも決して生活に困窮していた士族層ではなく、官吏など比較的安定した職に就いていた士族が中心だったように思われる。この『印鑑簿』にあらわれる者のうち、著名人など他の資料から職業ないし階層等がわかる例は少なくないが、『印鑑簿』(1884年)の記載から職種がわかる人物の例をあげれば、「横田喜助」の住所は「横浜桜木町鉄道構内官舎」,「寺崎遜」は「内務省官舎」(麹町区)とあり、ともに官吏であることが判明する⁹。また同じ『印鑑簿』にあらわれる石川県士族中村岩太郎は、旧禄高17人扶持だったことがわかっており¹⁰,もともと決して最下層武士ではなかった。

(3)『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』,『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』

前者は、1880~1883年の「公債証書売渡証」等が、後者は1885年の「売渡代金請取証」が綴られており、公債証書の買取の実態がわかる。この資料から作成した同店の公債等買取額の推移をみると(表3),1882年までも増加しているが、1883年に急増している。ただし前者の資料には、表紙に「代金請取綴込簿 第参号」(傍点筆者)と記されているから、1883年までのすべての「公債証書売渡証」が綴られているわけではないようである。

まず前者の簿冊について述べると、公債はほとんどすべて金禄公債であり、ごくわずかに起業公債(1878年起債)・秩禄公債(1874~76年交付,1884年全額償還)・新公債(1872年交付,明治期に入ってから藩債務)・旧公債(1872年交付,幕末期の藩債務)・旧神官配当禄公債(1878年交付)などがあるが、株式の買取は1件もない(表4に1883年

表3 中村両替店の公債等買取額(円)

	額 面	代 金
1880年	1,455	…
81年	2,795	…
82年	8,705	…
83年	69,345	56,481
85年	52,380	53,941

(出所)『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』。

注:80~82年は代金未記入の件数が多く、計が算出できない。83年は額面2,170円分の代金記入なし。85年は株式等の額面不明の場合あり。

表 4 中村両替店公債買取額 (1883 年)

種 類	額面(円)	代金(円)	件数	備 考
六分利付金禄公債	6,460	5,171	13	額面 1620 円分(4 件)の代金不明 1 件は額面・代金不明 額面 550 円分(2 件)の代金不明
七分利付金禄公債	40,650	34,140	123	
一割利付金禄公債	940	974	6	
金利不明金禄公債	16,945	13,600	70	
金禄公債 小計	64,995	53,888	212	
旧公債	1,450	303	1	無利子
新公債	300	211	1	利率 4 %
秩禄公債	25	25	1	利率 8 %
旧神官配当禄公債	25	24	1	利率 8 %
起業公債	600	478	4	利率 6 %
不 明	1,950	1,551	5	
総 計	69,345	56,481	225	

(出所)『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』。

分を示した)。

取扱公債の大部分が金禄公債であることは、売主の大半は士族であることを示唆しているが、必ずしも自らに交付された(または交付を受けた親から譲られた)公債を売っている場合のみではないようである。売り手が平民の商人であることが判明している例もあるし、禄高が低かった旧下級武士に交付された七分利付金禄公債が一度に多額売られている場合などは、他の両替商・貸金業者等との取引の可能性があり、また金禄公債は各被交付者に 1 種類の金利の公債しか交付されないにもかかわらず、六分利付と七分利付の 2 種の金禄公債を売り渡している士族もいる。商人が金禄公債を同店に売却している例をあげると、1896 年にオーストリア貴族の妻として渡欧したクーデンホーフ光子(青山みつ)の父、青山喜八(骨董商)はもともと江戸町人で平民であるが、七分利金禄公債 4 枚(額面計 130 円、代金 85 円)を 1883 年 1 月、中村両替店に売却している。これはおそらく喜八が骨董品販売代金として受け取ったものと考えられる¹¹。また関久四郎は、この頃芝区の有力煙草商であるが¹²、同年 11 月と 12 月に 2 回にわたって額面各 1,000 円の七分利金禄公債を同店に売却しており、1 回目は 12 枚もの公債証書であった。これらは、先の藤田武次郎の例のように有力商人が投資の対象として購入したものを売却したか、または商品の販売代金として金禄公債を受け取り、換金した事例とみられる。

2 種類の金禄公債を売却している例をあげると、恩田寛(長野県士族)が六分利付と七分利付を同年 11 月にそれぞれ 100 円余売却しているが、これは士族間で金禄公債の売買が行われていたことを示すものと思われる。また峯孟親(京都府士族、1829 年生)は、もともと皇居に仕える地下人であり¹³、幕末に皇女和宮の降嫁に供奉してはじめて江戸に出て、のち閑院宮家の家扶となった人物であるが¹⁴、この資料によると中村両替店に 6 回にわたり六分利付と七分利付金禄公債を売却しており、なかには額面 1,000 円の大口取引もあり、彼は近しい公家や地下人など宮中出身士族の所有公債の売却役として活動していたと推定される。地下官人としてはさらに、こ

表5 中村両替店公債等買取額 (1885年)

種類	額面(円)	代金(円)	数量 (株数)	取引 件数	備考
六分利付金禄公債	10,425.00	9,343.44		12	1件(額面100円)のみ代金不明
七分利付金禄公債	28,555.00	26,803.61		84	
金利不明金禄公債	4,815.00	4,373.11		13	
金禄公債 小計	43,795.00	40,520.16		109	
旧公債	1,050.00	235.00		2	無利子
新公債	475.00	338.20		1	利率4%
起業公債	1,850.00	1,661.20		6	利率6%
中山道鉄道公債	4,300.00	3,914.30		5	利率7%
その他公債 小計	7,675.00	6,148.70		14	
日本鉄道株		5,205.80	197	17	第1回発行株と第2回発行株
共同運輸株		868.50	18	3	
株式 小計		6,074.30	215	20	
一分金		0.50		1	
不明	910.00	1,198.03		5	1件のみ額面不明(ただし300円と推定される)
総計	52,380.00	53,941.69		149	

(出所)『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』。

注：種類の「不明」の大半は、七分利付金禄公債と推定される。

の当時宮内省に出仕していた西尾為忠（京都府士族）もこの資料にあらわれ、額面250円の金禄公債を売却している¹⁵。

後者の資料に綴られているのも、金禄公債の代金領収証が大部分であるが、1884・85年発行の中山道鉄道公債証書が新たにあらわれるほか、日本鉄道株・共同運輸株という株式の取引が始まっていることが注目される（表5）。

この『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』にも、岸田吟香・星亨・近藤真琴など日本近代史上の著名人が中村両替店に有価証券を売却したことを証する文書が綴られている。中村両替店の顧客がどのような事情で公債等を売却していたかを知るために、これら著名人を例に具体的な事情を伝記等で探ってみると、以下のようなものである。

まず岸田吟香（ジャーナリスト、洋画家岸田劉生の父）が石井国之輔を介して起業公債（額面700円）を591円50銭で同店に売却したのは1885年1月であり、岸田が5回目の渡清から帰国した84年12月と6回目の渡清に出立した85年6月頃の間のことである¹⁶。岸田は1880年代前半頃に自らの著作や薬品を国内および清国で販売したり京都に紡績工場の設立を計画したりと、さまざまな活動を行っていたが、とりわけ1882年に清国で科挙用参考書の縮小本の販売により数万円の利益を得たともされていたから、起業公債などの有価証券を購入していたとしても不思議ではない。そして5回目の渡清からの帰国から次の渡清までの半年の間にも、岩倉具視公爵夫人ら慈善関係の人々を築地の訓盲啞院に招待するなど、「忙しく活動して」いたから、それら活動の資金調達のために公債を現金化したのであろう。

のちに政治家として活躍する星亨は、1885年3月5日に伊阿弥一雄（妻津奈子の父）を代人として日本鉄道株100株を2,880円で売却し、同時に妻の「星つな」も日本鉄道株6株（172円）を売却している。この簿冊には、伊阿弥一雄の委任状を提出する約定証、星亨による委任状（85年2月28日）も綴り込まれている。星亨は、明治前期には官吏を経て政府の命でイギリスに留学し、帰朝後代言人として活動しつつ自由党に入って新聞発行などを行っていた¹⁷。しかし1884年9月に官吏侮辱罪で逮捕され、同年12月に禁固刑の判決を受け、一旦帰京したのち翌85年3月1日に新潟に出立し、4月13日に新潟監獄に入った。すなわち星は入獄前に身辺整理を行う一環として¹⁸、新潟に出立するまさに前日に岳父宛の委任状を書いて渡し、所有株の売却を依頼したのである。そして星が出立後大雪の中を新潟裁判所へ急いでいる最中に¹⁹、岳父が中村両替店に株券を売り渡した。星は江戸の左官の棟梁の子に生まれたが、生後まもなく実父は妻子を捨てて出奔し、実母は貧乏医と再婚して星は養父のもとで育てられた。その後才能を見いだされて官職に就き、豊職棟梁の娘津奈子と結婚し、留学後、司法省付属代言人などとして高収入を得ていたから²⁰、多額の日本鉄道株の購入も可能であった。しかし他方で、新聞発行等には大金が必要であり、新潟に入檻中にも「新聞社の支払に数千金注ぎ込み、その上負債として残るものもありたる」などとされているから²¹、中村両替店に売り渡した星や妻津奈子の株の代金は、星の留守中に新聞社の支払いなどに当てられたのであろう。

近藤真琴（教育者、海軍軍人、攻玉社の創設者、この頃築地の海軍兵学校の文官教授、1886年9月没）は1885年10月22日に七分利金禄公債（額面2,150円）を2,072円で中村店に売り渡している。攻玉社は同年4月に芝区神明町の土地と家屋を計8,000円で購入し、さらに11月1日には同町にあった寄宿舎の一部を取り壊して新校舎を建築する工事に着手しているから²²、金禄公債売却はこの一連の不動産購入と校舎新築の費用捻出の可能性が大きい。またこの時売り渡した多額の金禄公債は、真琴が秩禄処分の際に受領したものではない。真琴は鳥羽藩の禄高4石1人扶持の御徒士格という下級武士の家の出身だから、もともと額面2,000円余もの多額の金禄公債は交付されていないし、明治に入って1876年の家禄廃止までに受け取った家禄約300円のすべても郷里鳥羽の学校に寄付したうえ、1881年鳥羽に私学校の商船分贖を開設するために「真琴の家禄奉還金の全部、約六百円」を当てるなど、教育発展のために私財を積極的に投じていたから²³、1885年に中村両替店に売り渡した金禄公債は真琴の教育活動に対して多方面から寄贈されたものではなかったかと推測される。

このように当時第一線で活躍していた著名人の場合、有価証券売却は活動資金・事業資金捻出のための換金だったことが多いようであり、したがって概して取引額が大きかったといえる。

しかし1件当たり取引額別の件数は（表6）、どちらの資料も個人の小口取引である500円未満が大半であり、中村両替店の顧客の大半は資産家や大規模商人などではなく、せいぜい中層であったことが明白である。1件当たり最大支払規模では、『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』では、売渡人黒川昇三（柳沢藤七代理）5,703円（額面計6,500円）、続いて稲垣長蔵4,500

円（額面計5,000円、いずれも七分利金禄公債）となるが、これらの売渡人の素性は不明である。『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』では、先述の伊阿弥一雄（星亨代人）2,880円（日本鉄道株100株）を最大として、峯沢商店（両替商、後述）2,637円（中山道公債、額面計3,000円）、本間義存（東京府士族、1885年当時司法省会計局官吏）2,026円（六分利金禄公債、額面2,165円）と続く。後述のように六分利金禄公債を交付された士族は相当高禄の旧武士であり、本間義存のようにその取引高も大きかった。

表6 中村両替店公債等買取件数

1880～83年		1885年	
取引代金	件数	取引代金	件数
4千円以上	2	2千円以上	5
1～4千円	3	1～2千円	4
5百～1千円	12	5百～1千円	20
百～5百円	107	百～5百円	65
百円未満	134	百円未満	53
不明	65	不明	2
計	323	計	149

（出所）1880～83年：『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』、1885年：『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』。

（4）『貸金改正表』、「抵当品預り証」綴、「預り証」綴

『貸金改正表』（1884年）は、「抵当品預り証」と対応しており、事後的に作成したものである。「抵当品預り証」綴（1883～85年）は、貸金が返金され、抵当品を返還して引き換えに受け取った「抵当品預り証」を綴ったもの（またはその控え）である。これらの資料以外に、未使用の「預り金通帳」も多数存在していることから明らかなように、同店は士族等を顧客として預金を受け入れ、また金禄公債・起業公債・株券（第一国立銀行・第三国立銀行・日本鉄道・横浜正金銀行）・小判（金貨）などを抵当として貸金業務を行っていたが、顧客別の取引内容を記した『貸金改正表』によれば、1件の取引すなわち個別の抵当品に対する貸付規模は最大1,000円台であった。公債等の買取額と比して、1件当り貸付額は比較的少ない。ただし個別には顧客は数回に分けて多額の借入をする場合があり、その場合六分利金禄公債を抵当としており、旧上級武士に関係した借入と思われる。他方で小口借入は、下層士族の生活のためかもしれないが、族籍が士族であることが判明する者は多くない。さらに「預り証」綴（1883～84年、85～86年）2冊も控えの可能性が大である²⁴。これらの資料により現金や金禄公債を預かっていることがわかる。その際の利子についても記載のある場合があるが、数は多くない。無利子の場合もあるだろうし、様々な事情で一時預かりし、即日返却する場合もある。

まず『貸金改正表』から貸金業務の特徴を検討すると、大半は1件当り100円未満の貸付であり（表7-1）、ここでも個人相手の少額の貸付が中心であった。ただし数回に分けて貸付け、その残高が比較的

表7-1 中村両替店1件当貸金額（1884年）

1件当貸金額	件数
5百円以上	4
3百～5百円	9
百～3百円	22
50～百円	34
50円未満	43
不明	1
計	113

（出所）『貸金改正帳』。

表 7-2 中村両替店の主要貸付先 (1884 年)

氏 名	住所	貸金額 (円)	件数	1 件当貸 金額(円)	抵 当 品	備 考
秋元鎮太郎	牛込区	2,480	4	620	六分利付金禄公債	東京府士族 鹿児島県士族?
野間政寿	麻布区	1,200	2	600	六分利付金禄公債	
小島長正	赤坂区	1,120	5	224	七分利付金禄公債	東京府士族
小堀正快	下谷区	750	1	750	六分利付金禄公債	
岩橋米太郎	麹町区	570	3	190	七分利付金禄公債	
沢辺はま	京橋区	525	2	262	金禄公債	
伊藤岩吉	京橋区	275	7	39	六分・七分利付金禄公債	
高橋道雄	赤坂区	173	6	28	七分利付金禄公債	
益田克美	芝 区	360	4	90	七分利付金禄公債	
柴山慎吾	神田区	207	4	51	大判・小判	
(総計)		13,334	112	119		

(出所)『貸金改正帳』。

注：1) 貸金額には追貸も含む。抵当品の金禄公債の種類は判明するもののみ。

2) 貸金額 500 円以上または件数 4 件以上を示した。

3) 件数の計は貸金額不明 1 を除いた。

大口になる場合もあり、表 7-2 のように主要な貸付先には秋元鎮太郎をはじめ六分利金禄公債を抵当とする旧上級武士とみられる者が多かった。個別にみると、野間政寿は 1870 年代半ば～80 年代初めに山形県令・福島県令を務めた三島通庸に伴って両県の幹部県官を歴任した鹿児島県人として知られる²⁵。また小堀正快は小堀遠州の直系子孫である元直参旗本で、遠州流茶道第十代家元であった。小堀の場合はおそらく茶道の活動のための借入だったのであろう。

さらに「預り証」綴 (1883～84 年, 全 169 枚) から判明する取引の特徴は、同業の両替商からの現金・金禄公債の預け入れや、小売商とみられる者からの頻繁な小口現金預け入れが非常に多いことである (以下, 表 8-1, 表 8-2 を参照)。

表 8-1 中村両替店現金等預り額 (1883 年 9 月～84 年 9 月)

種 類	金額(円)	件数	1 件当金 額(円)
現 金	21,191	114	185
六分利付金禄公債	1,750	5	350
七分利付金禄公債	9,880	47	210
一割利付金禄公債	1,765	1	1,765
金利不明金禄公債	550	2	275
金禄公債 小計	13,945	54	258
日本鉄道株	(2 株)	1	
総 計	35,136	169	209

(出所)「預り証」綴 (1883 年 9 月～84 年 9 月)。

注：1) 資料は中村両替店の控えと推定。

2) 金禄公債の金額は額面。

3) 金禄公債の件数は、六分と七分両方を預けた場合が 1 件あるので、計の件数が 1 件少ない。

両替商については、安田商店 (安田善次郎) の番頭をしていた峯沢徳兵衛 (峯沢商店, 日本橋区) から現金や金禄公債を預った証書が 18 枚あり, また浜田屋両換店さらに有名な小布施新三郎 (小布施商店, 日本橋区) との取引もある。峯沢徳兵衛は, 安田善次郎が 1864 年 (元治元年) に安田屋を開業して以来, 安田屋および安田商店の番頭を勤めていたが, 1877 年に安田善次郎が徳兵衛の長年の勤功を賞して安田商店の中心業務た

表 8-2 中村両替店現金等の主な預け主 (1883 年 9 月～84 年 9 月)

氏名	住所	種類	金額(円)	件数	1件当金額(円)	備考
深谷清七	日本橋区	現金	10,312	45	229	「銅貨」「旧銭」「天保銭」を含む
峯沢両換店		現金・金禄公債	8,350	18	463	
岡野御米店	芝区	現金	2,879	14	205	「銅貨」「旧銭」「天保銭」を含む 「銅貨」のみ
池田喜八	赤坂区	現金	100	10	10	
野村勝三	芝区	現金・金禄公債	170	8	21	大部分は現金
彦根正三		現金	300	4	75	
(小計)			22,110	99	223	
(総計)			35,136	169	209	

(出所) 表 8-1 と同じ。

注：預け回数 4 回以上の者を示した。

る銭両替を彼に譲り、峯沢商店として小両替業兼油屋を開かせたのである。徳兵衛は 1883 年 7 月に病没したが、善次郎は遺族のために峯沢の個人資産 7,500 円をもとに峯沢商店を安田商店の支店格として継続させ、1885 年 4 月には安田銀行の支店格の「安田銭店」とした（1893 年に廃止）²⁶。「預り証」綴によると、83 年 7 月の徳兵衛没後も、峯沢商店から盛んに現金を預かるなど取引を継続し、85 年 2 月にも中山道鉄道公債を峯沢商店から買い取っており、同商店が存続・営業していることがわかる。さらに 1885 年 12 月には「安田銭店」から現金 900 円を預かっている。中村両替店はこのほかにも安田系の第四十五国立銀行から 85 年に金禄公債を買い取ったり、抵当として預かっていたりしている²⁷。このように中村は取引において安田関係者とのつながりがあり、もともと中村は安田商店に勤務するなど開店までに安田との関係があったのかもしれないが、この点は確認できなかった。

小売商とみられる者として、「預り証」が最も多かったのは、深谷清七（45 枚）、岡野米店（岡野五兵衛、芝区、14 枚）、池田喜八（赤坂区、10 枚）などがあげられる。深谷清七について詳細は不明であるが、「旧銭」「銅貨」の預入を頻繁に行っており、深谷は日銭がかなり入る業種の商人のようである。岡野については、1885 年（全 90 枚）にも 29 枚の「預り証」が綴られており（表 9-1、表 9-2）、ともに中村店は「銀貨」「銅貨」「旧銭」「天保銭」などの現金を頻繁に預かっている。岡野は、1891 年度の芝区内の高額所得者一覧にも「酒商」として名を連ねている有力商人であったが²⁸、83～85 年当時米の小口取引

表 9-1 中村両替店現金等預り額 (1885 年 3 月～86 年 1 月)

種類	金額(円)	件数	1件当金額(円)
現金	10,619	39	272
「銀貨」	(773 枚)	1	
六分利付金禄公債	2,590	3	863
七分利付金禄公債	8,430	45	187
金禄公債 小計	11,020	48	229
金札引換公債	1,100	1	1,100
共同運輸株	(6 株)	1	
総計	22,739	90	252

(出所) 「預り証」綴 (1885 年 3 月～86 年 1 月)。

注：1) 資料は中村両替店の控えと推定。

2) 公債の金額は額面。

表 9-2 中村両替店現金等の主な預け主 (1885 年 3 月～86 年 1 月)

氏 名	住 所	種 類	金額(円)	件数	1 件当金額(円)	備 考
岡野御米店	芝 区	現 金	4,635	29	159	ほとんどは「銅貨」「旧銭」「天保銭」
佐々木重之	荏原郡	金禄公債	840	3	280	
信太正脩	神田区	金禄公債	565	3	188	
伊藤祐順	下谷区	現金・金禄公債	60	3	20	
(小計)			6,100	38	160	
(総計)			22,739	90	252	

(出所) 表 9-1 と同じ。

注：預け回数 3 回以上の者を示した。

で受け取ったこれらの貨幣を中村店に預け入れたものであろう。当時米の小口取引ではまだ幕政期の天保銭などが使用されていたのである。池田喜八も一層少額の預入を銅貨で頻繁に行っていたし、他にも類似の預け主は多い。

その他、表 8-2・表 9-2 において消息のわかる者について記すと、野村勝三（高知県士族）は、1881～94 年頃内務省図書局・警保局図書課等の属官であり、84 年に同店にたびたび預金しており、利子受取目的であろうか。彦根正三（東京府士族）は、この頃『官員録』などを発行した博公書院の経営者である。伊藤祐順（宮城県士族）は元仙台藩祐筆の儒学者であり、金子おなじ（女性社会事業家、1873 年生）の父で、1882～85 年頃海軍省会計局・東京府土木課等の官吏であった²⁹。

2. 顧客層

次に上記の全資料に登場する顧客を族籍別・職業別に考察してみよう。『印鑑簿』の 1 回の記載も 1 件とし、その他の資料に記載された 1 回の取引も 1 件とカウントして集計すると、総計 1,749 件となる。したがってこれは延件数である。実人数は 1,003 名（1 件のみ記載 627 名、複数件記載 376 名）であった。これらの顧客の 1882～86 年頃の族籍や職業を各種資料から判明する限りで分類したものが表 10 である。当然ながら、族籍・職業とも不明の場合が多く、この限りでは数字から各属性の割合を推定することはできないが、顧客層の性格を知る一つの手掛かりにはなる。

表 10 中村両替店顧客の族籍と職業

	族 籍				職 業 等										計	
	華族	士族	平民	不明	官 吏			商工業者	専門職	社会運動家	文化人・宗教家	教員	学生・その他	無職		不明
					文官	武官	府県官									
延人数	1	329	57	1,362	96	23	21	107	37	6	19	1	9	4	1,426	1,749
実 数	1	177	27	798	52	17	9	27	23	3	13	1	4	2	852	1,003

注：族籍・職業等は中村店との取引当時のもの。

(1) 士族・華族

まず族籍別には、華族は1件（1名）のみ、士族は329件（実数177名）、平民は57件（実数27名）、残り1,362件は族籍不明者（銀行等の企業を含む、実数798名）であった。しかし前述のように、中村両替店が買い取ったのは主に金禄公債であり、武士の子でも次三男が分家すれば平民になるとはいえ、不明者の大部分も士族だった可能性はある。

それはともかく、顧客の士族・華族はどのような旧武士層だったか。同店買取金禄公債の大部分は七分利付で、ほかに六分利付がある程度あり、一割利付は6件974円のみあった（ただし1件金額不明）。そして五分利付は皆無であった。金禄公債の交付人員全31万3,000名のうち五分利付公債を交付された者はわずか519名であり³⁰、それはのちに華族に列せられるような上級武士に限られた。加賀藩の例では、五分利公債受領者は藩主のほか旧禄高1万石以上の家老層であり、これら家老もほとんどは1900年に男爵になった。そして六分利公債受領者は、それ以下の概ね禄高1千～1万石の旧上級武士であった³¹。このように旧上級武士の士族には、五分・六分利公債が交付されたから、中村両替店が買い取ったのは、大部分が旧下級武士ないし千石以下の旧中級武士層に交付された公債であった。同店顧客の士族も概ねそのような階層の旧武士だったであろう。そもそも五分利公債は、当初、交付された華族・士族がその大部分を条例改正後の国立銀行に出資しており³²、あまり公債市場に出なかったかもしれない。

しかし中村店の顧客に旧上級武士が皆無だったのではない。いずれも小藩とはいえ元藩主（藩知事を含む）が3名いた。すなわち、旧出羽長瀨藩主の米津政敏、旧盛岡新田藩（七戸藩、盛岡藩の支藩）主の南部信民、および旧伊勢菰野藩主土方雄永を継いで1870年に同藩知事になった土方雄志である。このうち取引（ないし資料への記載）当時華族だった者は、『印鑑簿』（1884年）に記載のある米津政敏（1884年に子爵）だけであった。ただし83年に金禄公債を売却し、それまで士族だった土方雄志も、84年に子爵となった。南部信民は華族にはならず士族のままであり、同藩の藩主で華族になったのは次代藩主だった。

この元藩主のうち米津（当時陸軍中尉）は『印鑑簿』にあらわれるだけで、実際の取引内容は不明であるが、南部は1885年に2回にわたって額面1,300円の七分利金禄公債を1,284円で売却している。土方（当時工部省官吏）は1883年に自己名義と実弟土方久徴（のち日銀総裁、1870～1942、当時未成年で1895年帝大法科卒）の後見人として久徴名義の七分利金禄公債額面700円を614円で3回に分けて売却している。売却代金はやはりそれほど小さくはない。

そのほか旧禄高が千石以上だったことがわかっている例としては、丹羽五郎（旧会津藩士、禄高千石、福島県士族）がおり、85年に六分利金禄公債を売っている。丹羽は1888年に警視庁和泉橋警察署長（神田区）を務めたのち、92年に北海道開拓のため渡道した³³。

(2) 官吏

同店の顧客には士族が少なくないが、また官吏には士族が多く、とりわけ東京在住の士族には

表 11 中村両替店顧客の著名人の例

氏 名	族籍等	住 所	生 没 年	職 業 等 (当時)	備 考 (後の履歴等)
星 亨	平 民	京橋区	1850-1901		政治家(衆議院議長, 通信大臣など)
岸田吟香	平 民	京橋区	1833-1905		ジャーナリスト, 実業家, 洋画家岸田劉生の父
斯波貞吉	福井県士族	神田区	1869-1939	(学生)	ジャーナリスト, 政治家(衆議院議員など)
西村玄道	東京府平民	京橋区	1858-?	民権活動家, 「自由新聞」記者	三重県出身, 社会運動家
檜垣正義		麹町区	1861-1924	自由民権家	元土佐藩郷士・庄屋, 高知県会議員, 同議長
丸山孝一郎	山形県士族	芝 区	1849-1912	海軍省鞠獄課二等書記	海軍法務官, 興亜会会員, 米沢製糸社長, 衆議院議員
土方雄志	華族(子爵)	芝区・麻布区	1856-1931	工部省会計課員	伊勢・菰野藩主(1883まで士族), 貴族院議員, 土方久徴・日銀総裁の実兄
米津政敏	華族(子爵)	麻布区	1851-1895	陸軍歩兵中尉	出羽・長瀨藩主, 貴族院議員
近藤真琴	三重県士族	芝 区	1831-1886	海軍兵学校文官教授	海軍中佐, 教育者, 攻玉社創立者
真野 肇	静岡県士族	麻布区		海軍兵学校文官教授	旧幕臣, 沼津兵学校入, 真野文二(帝国大学工科大学教授, 九州帝大総長, 貴族院議員)の父
山県佛三郎	滋賀県士族	小石川区	1858-1940	文部省御用掛	教科書編纂者, 教育者
中沢見作	佐賀県士族	芝 区	1822-1889	司法省八等属	元唐津藩士, 教育家, 1887 帰郷
岡市之助	京都府士族	麹町区	1860-1916	陸軍歩兵中尉	陸軍中將, 陸軍大臣
岡本兵四郎	和歌山県士族	赤坂区	1846-1898	陸軍歩兵大佐	陸軍中將
下條正雄	山形県士族	麹町区	1843-1920	海軍省会計局用度課長・主計少監	海軍主計大監, 貴族院議員, 日本画家, 子爵夫人烏尾鶴代の祖父
諸岡頼之	東京府士族		1851-1914	海軍大尉	海軍中將
小畑 蕃	福井県士族	麹町区	1848-1914	陸軍省歩兵大尉	陸軍少將
佐藤専一郎	長崎県士族	芝 区			海軍巡洋艦畝傍事件(1886, 行方不明)の乗組員・機関師
森又七郎	東京府士族	芝 区	1849-1925	海軍水雷訓練所大尉	海兵 1 期, 海軍少將
築山清智		下谷区	1864-?	海軍少尉補	海軍少將
土肥淳朴	福井県士族	麹町区		陸軍省一等軍医	陸軍軍医正, 東京帝大医科大学教授土肥慶蔵の養父
高橋琢也	広島県平民	牛込区	1847-1935	陸軍参謀本部翻訳課出仕	農商務省山林局長, 沖繩県知事, 東京医学専門学校(現東京医科大学)を設立, 貴族院議員
谷謙一郎	大分県士族	芝 区	1849-1914	大蔵省大蔵卿秘書官・権少書記官	日本勧業銀行理事, 東海生命保険社長
稲垣喜多造		神田区	1848-?		官吏, 仏留学, 日本の会計学の草分け, 1876 日本初の近代会計学書「造船事務要略」を著す
水郡長義	大阪府平民	埼玉県	1852-1910	浦和始審裁判所検事補	大阪府庄屋の出身, 父水郡善之祐とともに天誅組の変に参加, 警視庁警部のち各地方裁判所検事など
和田収蔵	東京府士族	下谷区		東京控訴裁判所判事	1873ウィーン万博派遣仏語通訳・三等事務官
野崎啓造	広島県士族	芝 区	1852-1910	東京始審裁判所検事	検事総長, 貴族院議員
増田 賛	富山県士族	神田区	1839-1902	東京控訴裁判所判事	各地方裁判所判事, 西村茂樹と教化団体東京修身学社(のちの日本弘道会)を創設
石藤豊太	広島県士族	本郷区	1859-1945	東京大学助教授・火薬学者	東京帝大工学部教授, 日本化学製造株取締役
桜井小平太	東京府平民	牛込区		帝国大学医科大学生?	薬学者, 第四高等中学校教諭, 共立女子薬学専門学校(後の共立薬科大学)初代校長
坪井次郎	東京府士族	本郷区	1862-1903	(学生, 1885 東京大学医学部卒)	衛生学者, 京都帝大医科大学教授兼学長
稲垣徹之進	三重県士族	芝 区		工部省鉱山局技手	鉱山技術者, 明治炭坑専務, 筑豊礦業組合総長
鳥田純一	山口県士族	京橋区	1852-?	工部省鉱山局技手	農商務省東京鉱山監督署長, 三井三池炭鉱勤務, 正金頭取・勲銀総裁梶原伸治の義父, 作家安部謙二の曾祖父
寺崎 遜	東京府平民	麹町区	1852-?	神奈川県外事課属官	吉田正秀とともに日本語のモースル符号を考案, 工部省技手, 文部省・枢密院等の属官, 画家寺崎武男の父
吉田正秀	静岡県士族	麻布区	1850-1930	工部省電信局技手	旧幕臣, 通信省電務局長, 寺崎遜と日本語のモースル符号を考案
青山喜八	東京府平民	芝 区	1834-1910	骨董商	クーデンホーフ光子(青山みつ)の父
江副康蔵	佐賀県士族	京橋区	1848-1920	1885 煙草店(銀座)開業	大隈重信の義弟, 有力煙草輸入商
小林喜右衛門	日本橋区			俳書出版業の仙鶴堂店主	江戸期以来の老舗, 鶴屋喜右衛門

井上安兵衛 島海新右衛門 平松甚四郎		京橋区 茨城県 日本橋区	1836-1889	銀座尾張町の井上商店々主 茨城県古河町の豪商 平松銀行(日本橋区兜町)頭取	井上紅梅(雑誌「支那風俗」刊行)の養父 女流文学者若杉鳥子の実父
柏村 信	山口県士族	芝 区		第十五国立銀行支配人?	実業家, 毛利家家令, 維新の十傑広沢真臣の 実兄
山田幾右衛門		京橋区	1830-1897頃	細工人	宮内省御用掛御槍師, 幕政期以来代々御槍師
広津正人	佐賀県士族	京橋区		(五代友厚と同居)	洋画家, 外交官広津弘信の長男, 小説家広津 柳浪(直人)の兄, 洋画家久米桂一の師匠
長沼守敬	岩手県士族	麹町区	1857-1942	イタリア公使館通訳見習	彫刻家, 東京美術学校教授
原田直次郎		南豊島郡	1863-1899	洋画家	洋画家, 政治家原田熊雄の叔父
鈴木利平		芝 区	1843-1913	三井銀行員	幸堂得知, 小説家, 文人
杉浦 誠	静岡県士族	下谷区	1826-1900	漢詩人	杉浦梅潭, 漢詩人, 旧幕臣, 1877開拓使を退官
小堀正快	東京府士族	下谷区	1858-1909	遠州流茶道第十代家元	直参旗本, 小堀遠州の直系子孫
杉江勝太郎	平民?	赤坂区	1854-1890	講釈師	1885 第四代一龍齋貞山を襲名, 父も地方廻 りの講釈師
田中貞吉 徳永 純	山口県士族	京橋区 芝 区	1857-1905	(無職, 米国留学から帰朝直後) 真宗の伝道師	海外殖民事業家 富士製紙幹部, 政治家桜内幸雄の義父

注：広津正人の当時「五代友厚と同居」は、『印鑑簿』の記載による。

官吏が多かったから、中村両替店の顧客には官吏も多かった。各省職員録などにより判明する限り、中央機関等の文官・武官、さらに府県官吏の延取引件数はそれぞれ96件(実数52名)・23件(同17名)・21件(同9名)であった。府県官のほとんどは東京府の官吏であった。これはもちろん過少であり、実際にはもっと多かったであろう。商工業者の中村店との取引はむしろ業務上の場合が多かったとみられ、彼らの同店との取引回数は多い場合があるのに対して、官吏は業務の必要から取引したわけではないので、中村店と官吏との取引はたいてい1~2回止まりであった。

さて官吏の中にも、のちに著名となる者ないし重要な業績をあげた者は少なくない。その一端は表11に示したが、1880年代半ばにすでにある程度の地位を得ていた者の中には、交付公債である金禄公債のみならず、公募債である起業公債や中山道公債、さらに日本鉄道株などを売却している例があった。この時期のとくに上級官吏の俸給は相対的に高かったから、貯蓄用としてこれらの公募債や株式を購入していたのであろう。たとえば、谷謹一郎(1849~1914)は、1880年にすでに大蔵省二等属になっており、1885年には大蔵省大蔵卿秘書官・権少書記官であったが、85年に日本鉄道株(10株, 代金373円)や起業公債(額面500円)を売却しているし、のち検事総長になった野崎啓造は、1881年にすでに検事になっており、1885年に中山道公債(額面500円)を売却している。

これに対して、下級官吏は中村店への売却証券や担保証券はほぼ七分利金禄公債に限られていた。ただしこの場合でも額面500円前後の比較的高額の売却も少なくなかった。官吏という安定的な職種がそれまで多額の金禄公債の保有を助けていたのであろう。

(3) 商工業者

商工業者の延取引件数107件であるが、実数は27人であり、すでに述べたように、岡野米店

など特定の主体が頻繁に繰り返し取引していた。こうした商業者にとって中村店は預金金融機関として機能していた。またとくに有力商人の中には大口取引の支払いを金禄公債で受け取った場合もあるらしく、それを中村店に持ち込んで換金したとみられるものが少なくない。先述した有力煙草商関久二郎らのみならず、江戸期以来の俳書等の出版元である小林喜右衛門（仙鶴堂、日本橋区）の場合も、平民のはずであるが、1883年に七分利金禄公債額面660円を中村店に売却している。さらにこの頃の少額取引で使用されていた天保銭など古銭の取扱いも行っていた。また峯沢商店など同業者との取引もめだつ。『明治十六年一月吉祥 代金請取綴込簿』によれば、平松銀行や泉屋両替店の経営者である平松甚四郎は、「田島太兵衛」名義の金禄公債を代理で売却しており、取引の仲介を行っていたらしい³⁴。

地方商人が取引で東京に来る際に中村両替店と取引したと思われる例もあった。鳥海新右衛門は茨城県西葛飾郡古河町の豪商であり、また女流作家若杉鳥子（1892～1937）の実父としても知られる人物であったが³⁵、85年に中村店に日本鉄道株を売却しているほか、『印鑑簿』（1884年）にもあったから、同店と繰り返し取引していたのではないと思われる。

(4) 学生

顧客のうち、取引当時学生だった者もある程度存在したはずであるが、それがわかる事例はそれほど多くない。判明するのは、その後社会的に活躍し著名人となって履歴がわかる者に限られる。彼らの中村店との取引は、学資やその後の留学資金の調達を目的としたと推定される者が多い。以下にそのような事例をいくつかあげてみよう。

斯波貞吉（福井県士族、1869～1939）は、1884～86年に七分利金禄公債を売却したり抵当として借入するなどしている。彼は岐阜中学から学習院に入り、卒後、1889年に英国オックスフォード大学へ留学、91年に帰国、93年に帝国大学文科大学入学、95年に修了したのち、岩手県盛岡中学校教師を経て万朝報社に入り、ジャーナリストのちに政治家となった³⁶。したがって中村店との取引当時は学生のはずである。父斯波有造は大蔵省官吏であり、のち行政裁判所評定官などを歴任しており、比較的富裕な家庭だったはずだが、中村店との取引は学資・留学資金の調達目的だった可能性がある。

坪井次郎は『印鑑簿』（1884年）にあらわれるだけであるが³⁷、85年に東京大学医学部を卒業しており、その後海外留学などを経て、1899年には京都帝大医科大学教授兼学長となった人物である。父坪井為春（坪井芳洲、1824～1886）は元薩摩藩医で、西洋医学所教授、文部省官吏、埼玉県医学校長などを歴任したから、同家も比較的富裕だったはずではある。

洋画家として知られ、森鷗外『うたかたの記』の主人公巨勢こせのモデルとしても知られる原田直次郎も³⁸、知的で恵まれた家庭に生まれ育った。父は元旗本の兵学者原田一道で、1881年に陸軍少将、さらに貴族院議員、男爵となり、兄原田豊吉（1861～1894）は地質学者で1884年に東京大学教授になっている。ちなみに豊吉の子が西園寺公望の秘書となった原田熊雄（1888～1946）

であり、豊吉没後直次郎が引きとって養育した。それはともかく直次郎は81年に外国語学校を卒業し、すぐに結婚、翌年に長女が生まれたが、84～87年に単身でドイツへ私費留学し、画家としての腕を磨いた。生活苦だったとは思えないが、中村店には、結婚後、留学前の82年に七分利金禄公債（額面100円）を売却していた。

前述のように彫刻家長沼守敬が1881年のイタリア留学前に中村店に姿をあらわしているのは、留学資金捻出のためと思われるし、元伊勢菰野藩知事土方雄志は、実弟土方久徴の後見人として七分利金禄公債を売却した。このような事例はその他にもかなりあったものと思われる。

おわりに

この時期の両替商の活動は、明治ひとけた代にみられた有力両替商の為替取引等の役割は銀行にとって代われ、中村両替店のような中小規模の両替商を担い手とする金禄公債を中心とした債券取引、預金受入、債券担保の貸付などの業務に縮小している。

また金禄公債を受領した士族が生活苦のためにそれを手放したのはインフレ期の1881年までが最盛期だったとされているから、この時期の両替商の金禄公債取扱は、松方デフレ期のイメージとは異なり、比較的余裕のある士族や営業上それを入手した商人などによる売却・担保差出が中心だったようである。起業公債などの公募債や株式の取引もある程度行われるようになりつつあった。この時まで金禄公債を保有できた顧客層の士族はすでにそれなりの官職などについていた者が多く、また士族に限らず事業による利益をこうした公債購入に充てていた者もいたようである。そして中村店へのこれらの有価証券売却によって得られた資金はさらに自らの事業や教育などに利用され、彼らの中からやがて顕著な社会的活動により名を成す者も多く現れた。この両替店の顧客に比較的著名な人物が数多く見出されるのは、志と才能を持った各界の人材が蝟集する明治の首都東京の両替店だったこともさることながら、このような経緯があったものであろう。武士層という近世社会の既得権集団を解体する大きな制度改革に際して実施された激変緩和措置である金禄公債の発行は、国立銀行の設立促進といったマクロ面以外にも、こうした近代日本の発展に資する意図せざる効果もあったように思われる。

他方中村両替店は、すでに銀行が多数設置された時期とはいえ、なお中小・零細事業者などに対する日常的な預金受入・貸付、有価証券買取りなど、中小事業者の金融機関としてそれなりの役割を果たしていたし、また両替商間の資金融通・債券売買等もそれなりに活発であり、中小両替商の活動とそのネットワークはこの時期においても都市経済において不可欠の役割を果たしていたことが窺われるのである。

注

- 1 石井寛治『経済発展と両替商金融』(有斐閣, 2007年)。
- 2 靄見誠良「証券財閥」渋谷隆一・加藤隆・岡田和喜編『地方財閥の展開と銀行』(日本評論社, 1989年), 寺西重郎『戦前期日本の金融システム』(岩波書店, 2011年)第3-5章など。
- 3 資料には「中村両換店」(または「中郵両換店」)と表記されているが, こんにち「両換」「両換店」は一般に使用されないので, 本稿では「中村両替店」と表記する。同店の経営資料は, 神奈川大学大学院経済学研究科経済史資料室の所蔵にかかるものであり, かつて某書肆から購入したものである。
- 4 野田正穂『日本証券市場成立史』(有斐閣, 1980年)第1章第2節。
- 5 野田, 前掲書, 40~45頁, 矢野竜溪『安田善次郎伝』(中公文庫, 1979年)117~118頁。
- 6 他方, 1887年頃の士族等との訴訟関係資料が数件あり, 顧客の士族が中村に金禄公債の返却を要求しており, これもこの頃同店がすでに閉店していたことを窺わせる。
- 7 『東京商人録』(1880年刊)も同じ内容である。
- 8 藤田武次郎については, 『新修港区史』(1979年)514頁。
- 9 ただし寺崎遜は, 日本語のモースル符号を考案し, 工部省電信局技手なども歴任した人物として知られ, 1884年当時は神奈川県属官である(安岡孝一・安岡素子『文字符号の歴史 欧米と日本編』共立出版, 2006年, 25頁, 国立公文書館アジア歴史資料センター収蔵資料〔レファレンスコードA06051293000〕などによる。表11も参照)。
- 10 著者作成「1890年金沢士族名簿」データベース。詳しくは, 拙稿「武士の近代—1890年代を中心とした金沢士族—」神奈川大学『商経論叢』45巻4号(2010年)。
- 11 実際, 青山喜八は「三堀知伸代理」として売り渡している。なお光子の祖父も「喜八」であるが, 年齢的にこの資料にあらわれる「青山喜八」は光子の父と思われる。喜八は頻繁に引っ越しをしたとされるが, ここでの住所は芝区である。喜八・光子については, 木村毅『クーデンホーフ光子伝』(鹿島出版会, 1986年), シュミット村木真寿美『ミツコと七人の子供たち』(河出書房新社, 2009年)などを参照。
- 12 「諸国煙草問屋」の水戸屋。前掲『新修港区史』513, 518頁による。
- 13 正宗敦夫編『地下家伝』上巻(自治日報社, 1968年)242頁。
- 14 南条文雄『懐旧録』(平凡社東洋文庫復刻版, 1979年)266頁。峯孟親は宗教学者南条文雄の岳父である。
- 15 西尾為忠(1842~1900)については, 小林文広『明治維新と京都一公家社会の解体—』(臨川書店, 1998年)に詳しい。京都府官吏, 閑院宮家・梨本宮家家令, 文部省御用掛などを歴任, 1883~86年は宮内省七等出仕(『改正官員録』による)。
- 16 以下の史実は, 杉浦正『岸田吟香—資料から見たその一生—』(汲古書院, 1996年)291~307頁による。引用は306頁。
- 17 以下, 星の履歴や活動経過については, 野沢雞一編著『星亨とその時代1』(平凡社東洋文庫, 1984年), 有泉貞夫『星亨』(朝日新聞社, 1983年), 中村菊男『星亨』(吉川弘文館, 1963年), 鈴木武史『星亨』(中公新書, 1988年)。
- 18 中村, 前掲書には, 「〔星は〕刑務所へ入所前に処置することは処置しておこうと考え, 便宜上上告を申し立て, 帰京して家事の始末をして翌十八年(一八八五)三月一日, 新潟に向かい, 上告を取り下げて入所し」とある(62~63頁)。
- 19 星の新潟着は3月6日(有泉, 前掲書, 104頁)。
- 20 野沢, 前掲書, 134頁以下。
- 21 野沢, 前掲書, 212頁。
- 22 天ヶ瀬恭三『近藤真琴伝』(攻玉社学園, 1986年)222頁。
- 23 以上は, 同上書, 57, 160頁などによる。
- 24 ただし印紙を貼付している場合と不貼付の場合があり, 83年分はほとんど不貼付であり, 「仮記」と記

- しているものも少なくない。
- 25 高橋哲夫『明治の士族—福島県における士族の動向—』（歴史春秋社，1980年）289頁。
 - 26 以上の史実は，由井常彦編『安田財閥』（日本経済新聞社，1986年）第1章による。
 - 27 『明治十八年一月吉日 公債代価請取証』，「預り証」綴（1885～86年）。第四十五国立銀行については，前掲『安田財閥』138頁，橋川武郎・島田昌和編『進化の経営史』（有斐閣，2008年）57頁などを参照。
 - 28 「芝区内における四等以上所得税納税者」『新修港区史』（東京都港区役所，1979年）519頁。
 - 29 『近代群馬の女性たち』（みやま文庫，1971年）102頁，『海軍文武官職員録』（1882年9月），『東京府職員録』（1882年）など。
 - 30 『国債沿革略』第2巻（大蔵省理財局，1918年）152頁。
 - 31 前掲，拙稿「武士の近代—1890年代を中心とした金沢士族—」218頁の表IV-1をみよ。
 - 32 五分利付金禄公債の交付額3,141万円のうち，1877～82年には，2,800～3,000万円（額面）もが国立銀行の紙幣抵当になっていた。ただし83年以降この金額はかなり低下していく。『明治財政史』第13巻（1926年）416頁の附表，前掲『国債沿革略』第2巻，152頁。
 - 33 丹羽五郎は内務次官などを歴任した丹羽七郎の父である。北海道久遠郡せたな町のホームページなどを参照。
 - 34 平松甚四郎と平松銀行については，小川功「リゾート開発に狂奔した“投資銀行”のリスク増幅的行動—平松銀行頭取平松甚四郎のリスク選好を中心に—」滋賀大学『彦根論叢』390号，2011年。
 - 35 奈良達雄『若杉烏子』（東銀座出版社，2007年）5頁。
 - 36 『国史大辞典』，斯波安『手むけ草』（1940年）などによる。後者では1896年に帝国大学卒業。
 - 37 資料には「坪井治郎」，住所は本郷区となっている。
 - 38 新関公子『森鷗外と原田直次郎』（東京藝術大学出版会，2008年）。